

第 8 章

防災指針

基本的な考え方

1. 背景・目的

近年の自然災害の頻発化・激甚化を受け、令和2年9月の都市再生特別措置法改正により、立地適正化計画に「防災指針」を位置づけることが定められました。これにより、災害に強いまちづくりと都市機能・居住の誘導を一体的に進めることが求められています。

災害リスクの高い地域での新規開発を抑制することが原則となりますが、三原市では、災害ハザードエリアに既に市街地が形成されている箇所が存在し、これらのすべてを居住誘導区域から除外することは現実的ではありません。このため、防災指針では、災害ハザード情報と都市の現況を踏まえて災害リスクを分析し、回避・低減を図る具体的な対策を検討します。

本指針の目的は、災害リスクの高い区域における新たな立地を抑制しつつ、既存の都市機能や居住地に対しても安全性を確保するための総合的な防災対策を示すことにあります。

2. 検討フロー

防災指針の策定にあたっては、災害リスクを客観的かつ多角的に把握し、市域全体における効果的な対策と誘導施策を導出するため、以下の手順に基づいて検討します。

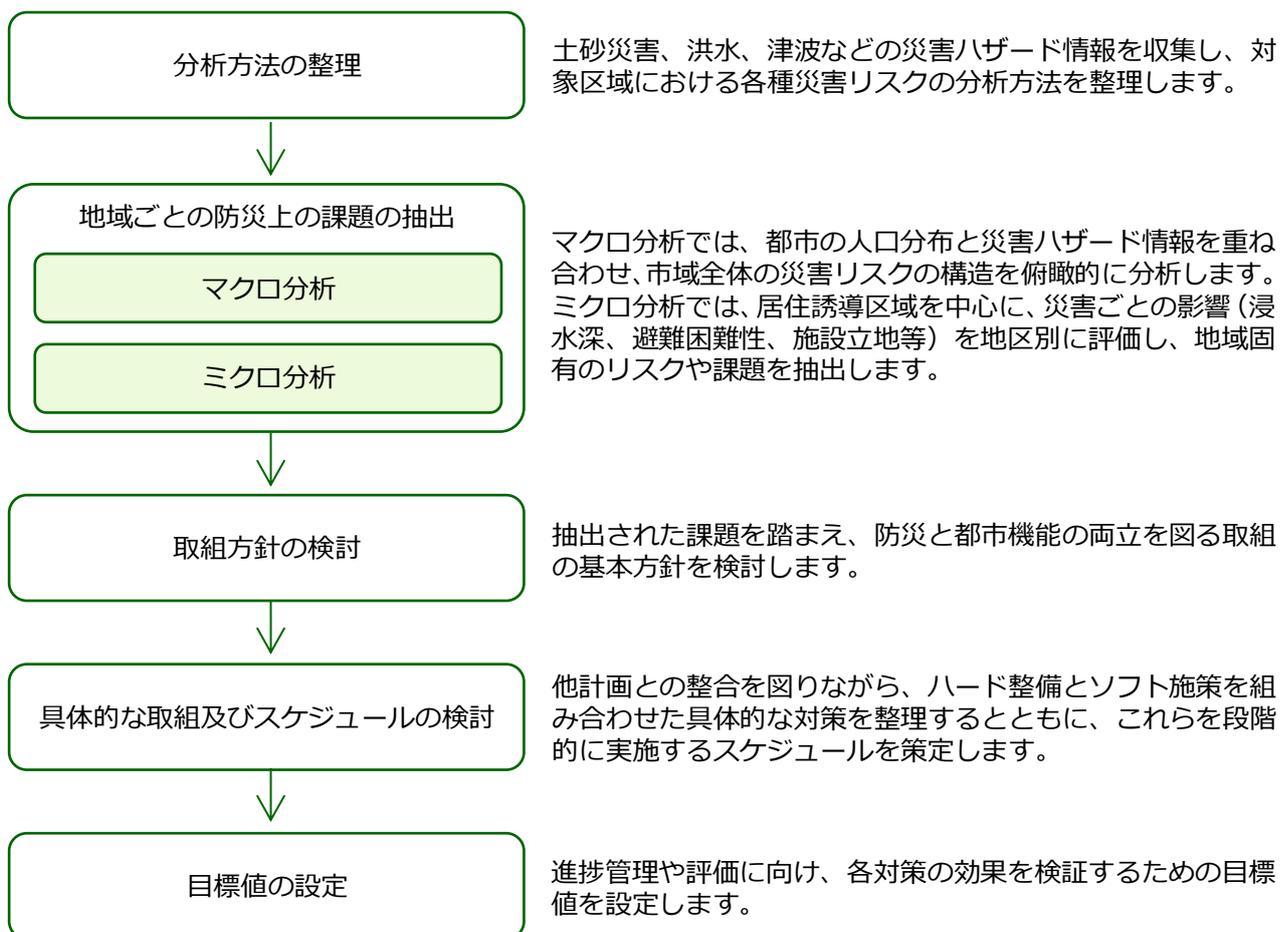


図 防災指針検討フロー

分析方法

1. 災害ハザード情報等の収集・整理

ハザードマップ、都市計画基礎調査、その他既往のGISデータ等を活用し、市内の災害ハザードを把握・整理します。

(1) 災害ハザード情報の整理

分析にあたり収集した災害ハザード情報一覧を以下に示します。

表 災害ハザード情報一覧

災害	災害ハザード情報	出典	データ 作成年時
土砂災害	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	土砂災害ポータルひろしま	R7(2025).6
	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害ポータルひろしま	R7(2025).6
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域台帳	R6(2024).12
洪水	浸水想定区域・浸水深（計画規模）	洪水ポータルひろしま	R3(2021).3
	浸水想定区域・浸水深（想定最大規模）	洪水ポータルひろしま	R6(2024).6
	浸水想定区域・浸水継続時間（想定最大規模）	洪水ポータルひろしま	R3(2021).3
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）	洪水ポータルひろしま	R3(2021).3
雨水出水 （内水）	雨水出水浸水区域（想定最大規模）	雨水出水浸水想定区域図	R7(2025).6
津波	津波浸水想定区域・浸水深（津波災害警戒区域）	高潮・津波災害ポータルひろしま	H31(2019).3
高潮	高潮浸水想定区域・浸水深（30年確率/伊勢湾台風規模）	高潮・津波災害ポータルひろしま	H20(2008).8
	高潮浸水想定区域・浸水深（想定最大規模）	高潮・津波災害ポータルひろしま	R3(2021).8
盛土の 滑動崩落	大規模盛土造成地の位置	三原市大規模盛土造成地マップ	R2(2020).3

※分析に使用した災害ハザード情報は、令和7（2025）年6月時点の情報です。災害ハザード情報は、随時更新が行われるため、最新の情報ではない可能性があります。

(2) 都市情報の整理

分析にあたり収集した都市情報の一覧を以下に示します。

表 都市情報一覧

都市の情報	出典
人口分布（人口密度）	R5(2023)都市計画基礎調査オープンデータ
住居系建物分布、建物階数、建物構造	R5(2023)都市計画基礎調査オープンデータ
都市計画区域・用途地域（市街化区域）	三原市資料
都市機能誘導区域・居住誘導区域	三原市資料
都市施設（医療施設・高齢者福祉施設）	三原市資料
道路網・アンダーパス	国土数値情報、地図情報
指定緊急避難場所、指定避難所立地状況	三原市地域防災計画附属資料

市全域を対象とし、各災害ハザード情報に都市情報（人口分布）を重ね合わせ、居住誘導区域への誘導などに対する課題を抽出します

使用データ組み合わせ

災害ハザード情報		×	都市の情報
土砂災害	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）		
	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）		
	急傾斜地崩壊危険区域		
洪水	浸水想定区域・浸水深（計画規模）	都市計画区域・用途地域 （市街化区域）	
	浸水想定区域・浸水深（想定最大規模）		
	浸水想定区域・浸水継続時間（想定最大規模）		
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）		
内水	雨水出水浸水区域（想定最大規模）	都市機能誘導区域・ 居住誘導区域	
津波	津波浸水想定区域・浸水深（津波災害警戒区域）		
高潮	高潮浸水想定区域・浸水深（30年確率規模）		
	高潮浸水想定区域・浸水深（想定最大規模）		
盛土	大規模盛土造成地の位置		

各災害ハザード情報と更に詳細な（住宅の分布、避難所や医療・福祉等の生活利便施設の配置等の現状など）各種の都市の情報を重ね合わせることで、人的被害や社会・経済被害等の観点から居住誘導区域を含む地域ごとに災害リスクを可視化します。

使用データ組み合わせ

災害ハザード情報		×	都市の情報
土砂災害	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）		
	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）		
	急傾斜地崩壊危険区域		
洪水	浸水想定区域・浸水深（想定最大規模）	都市機能誘導区域・ 居住誘導区域	
	浸水想定区域・浸水継続時間（想定最大規模）		
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）		
内水	雨水出水浸水区域（想定最大規模）	都市施設（医療施設・高齢 者福祉施設）	
津波	津波浸水想定区域・浸水深（津波災害警戒区域）	道路網・アンダーパス	
高潮	高潮浸水想定区域（想定最大規模）	指定緊急避難場所立地状況	
盛土	大規模盛土造成地の位置		

図 災害リスクの分析・評価の詳細

地域ごとの防災上の課題

1. マクロ分析（市全域）

（1）マクロ分析の視点

- ・市全域における災害の危険区域を広く把握し、市街化区域などの都市情報と照らし合わせて分析することで、災害リスクが特に高く、重点的な対策が必要な地域を明らかにします。
- ・人口分布と重ねることで、災害ハザード内にどの程度の人口が分布しているかを災害別に把握し、人的被害の観点から災害リスクの規模を比較分析します。
- ・また、市街化区域や誘導区域に対して、災害ハザードがどの程度広がっているのかを確認するため、区域ごとに災害ハザード面積の割合を算出し分析します。

（2）市全域の防災上の課題

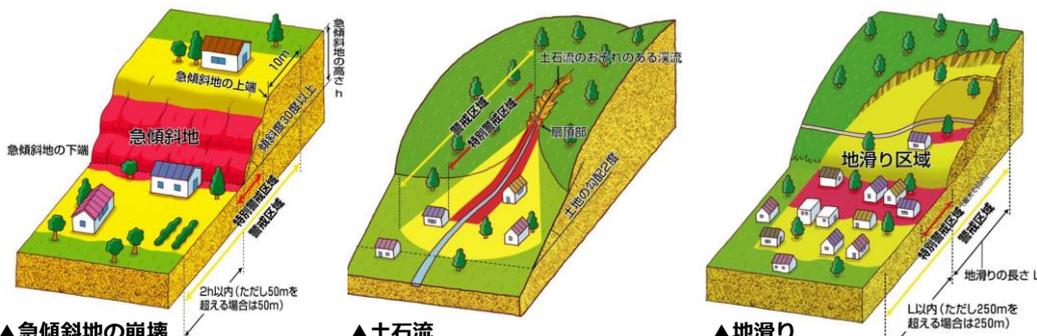
各種災害ハザード情報と都市計画区域、誘導区域、人口分布等との重ね図（市全域）より分析した結果を踏まえ、本市全域における防災上の課題を、災害ごとに示します。

①土砂災害

土砂災害とは、大雨や地震などによりがけ崩れや土石流、地すべりが発生し住民等の生活に影響を及ぼす自然の災害です。

本市における土砂災害に関する区域は、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域があります。

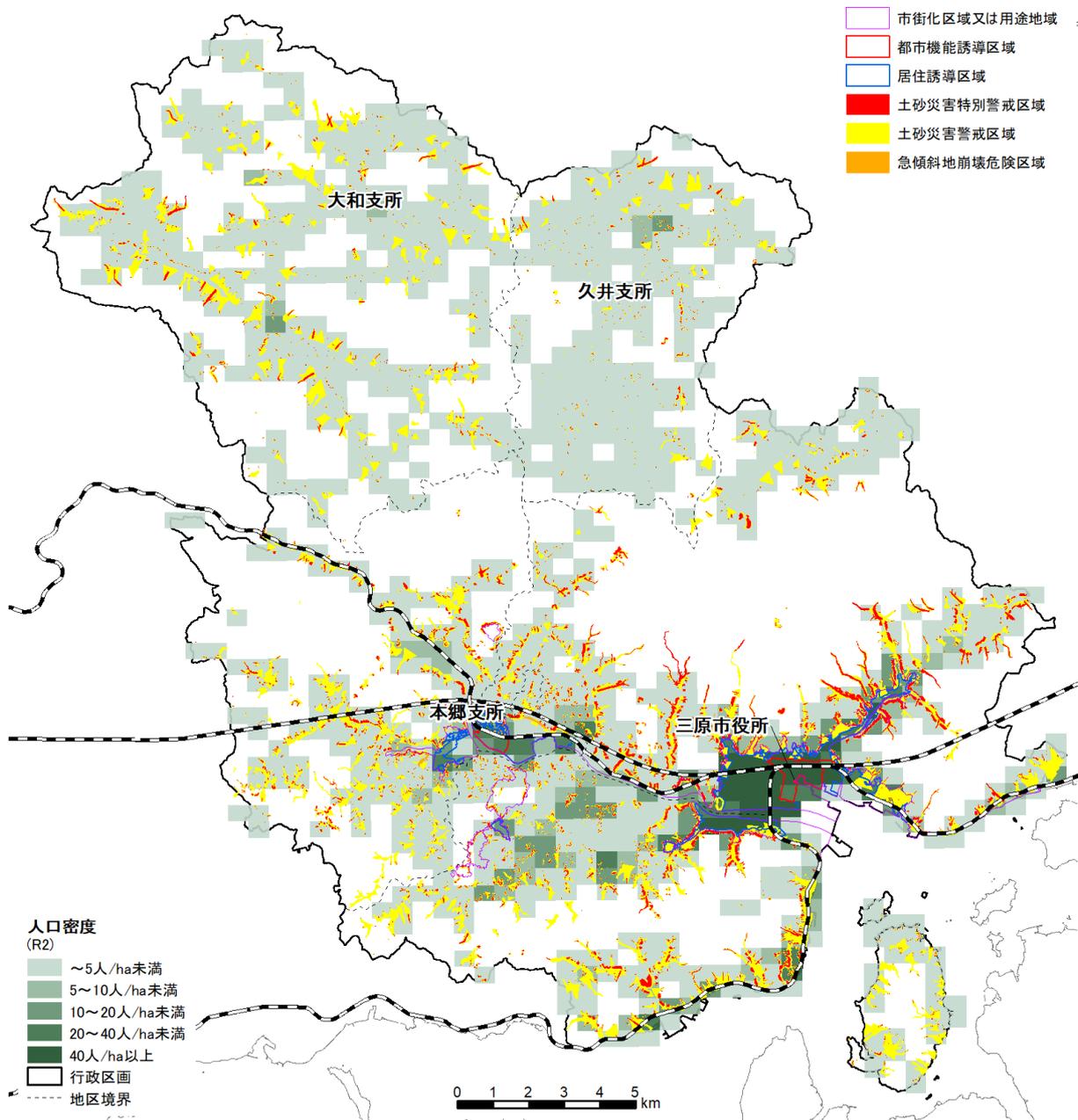
▼区域について（「土砂災害防止法施行令 第二条・第三条」「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第三条」より）

<p>土砂災害警戒区域</p>	<p>○急傾斜地の崩壊</p> <ul style="list-style-type: none"> 傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域 急傾斜地の下端から急傾斜地高さ 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内の区域 <p>○土石流</p> <ul style="list-style-type: none"> 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域 <p>○地滑り</p> <ul style="list-style-type: none"> 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域） 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250m を超える場合は、250m）の範囲内の区域  <p>▲急傾斜地の崩壊 ▲土石流 ▲地滑り</p>
<p>土砂災害特別警戒区域</p>	<p>急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。</p> <p>ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から 30 分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で 60m 範囲内の区域。</p>
<p>急傾斜地崩壊危険区域</p>	<p>崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度 30°以上である土地）で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域。</p> 

資料：国土交通省 HP（土砂災害防止法の概要、急傾斜地崩壊危険区域の解説）

- ・ 本市全域に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が広がっています。区域の一部は、多くの人口が集中するエリア、または鉄道路線に隣接する位置に存在しており、土砂災害が発生した際には人的被害や交通機能の停止等が懸念されます。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域もいくつか点在しています。土砂災害の防止対策（斜地崩壊対策事業や治山事業など）が必要です。

▼土砂災害特別区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域との重ね図



▼土砂災害に関する区域の面積割合 (%)

	特別警戒区域	警戒区域	急傾斜地崩壊危険区域
行政区域	2.0	9.3	0.1
市街化区域又は用途地域	2.7	21.0	0.6
都市機能誘導区域	0.0	0.4	0.0
居住誘導区域	0.0	6.8	0.0

※各区域による重複部分があるため、合計値は示さない。

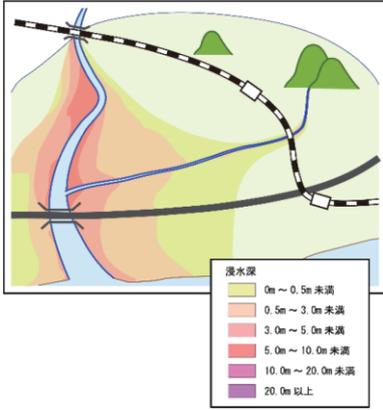
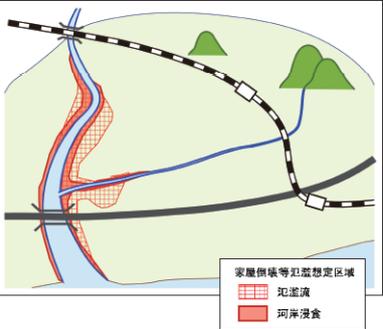
②洪水

大雨や雪どけなどの原因によって河川流量が普段より増大し、堤防の浸食や決壊等により氾濫が起き、住宅などが水につかるなど住民等の生活に影響を及ぼす自然の災害です。

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定しています。また、洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域も指定しています。

さらには住民等に対し、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を指定しています。

▼区域について

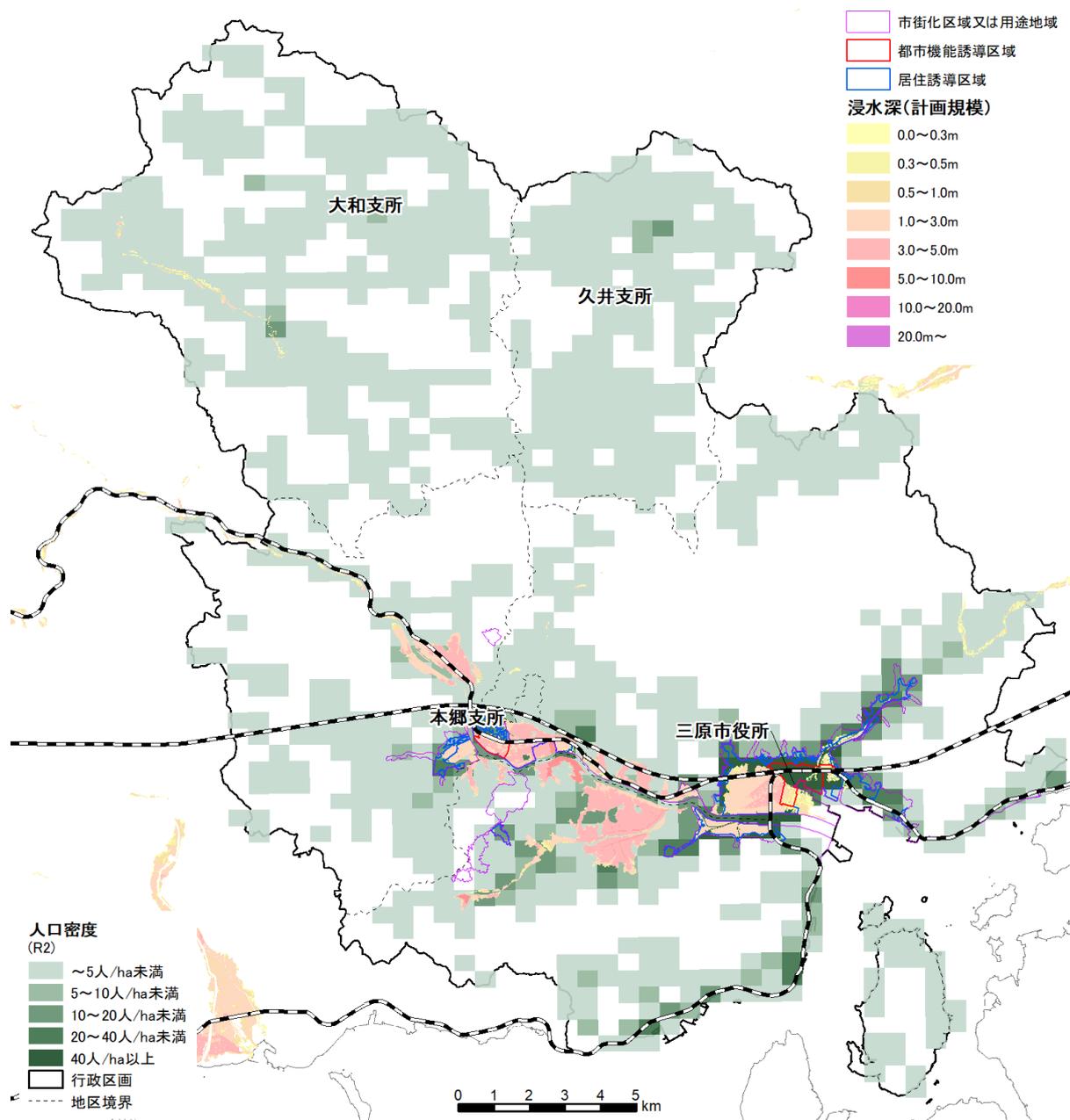
<p>洪水浸水想定区域 (計画規模)</p>	<p>当該河川の河川整備計画の基本となる降雨（沼田川：100年に1回程度等）により浸水が想定される区域。</p>	<p>浸水想定区域</p> 
<p>洪水浸水想定区域 (想定最大規模)</p>	<p>1000年に1回程度の想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定される区域。</p>	
<p>家屋倒壊等氾濫 想定区域</p>	<p>【河岸侵食】 家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸侵食が発生するおそれのある区域。過去の洪水規模別に発生した河岸侵食幅より、木造・非木造の家屋の倒壊等をもたらすような洪水時の河岸侵食幅を河岸高（堤内地盤 高と平均河床高の差）や川幅等から推算。</p> <p>【氾濫流】 一般的な構造の木造家屋について、水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域。頑強な高層のビルがある場合には、倒壊等のおそれは低いため、ただちに立退き避難が必要との判断にはならない場合もある。</p>	<p>家屋倒壊等氾濫想定区域</p> 

資料：広島県 HP（洪水ポータルひろしま）

立地適正化計画作成の手引き【資料編】 国土交通省（令和6(2024)年4月）

・ 年超過確率の降雨（計画規模降雨）に伴う洪水により河川が氾濫した場合、沼田川に隣接する部分を中心に浸水が想定される区域が広がっています。浸水深 5m 以上となるエリアはほとんどありませんが、河川改修による治水対策や、浸水対策を推進することが重要です。

▼洪水浸水想定区域（計画規模）との重ね図

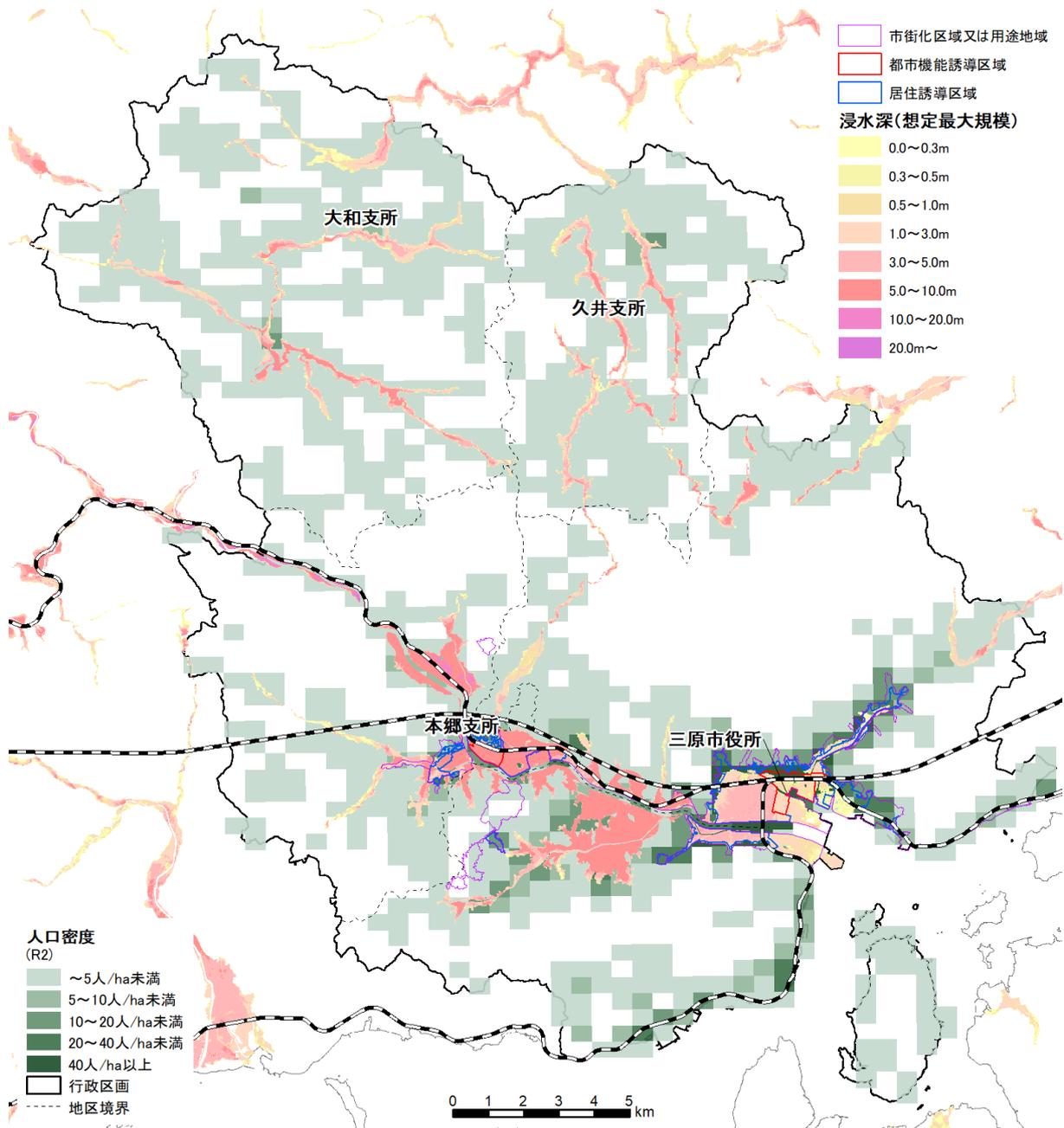


▼洪水浸水想定区域（計画規模）の浸水深別面積割合（％）

	0.0~0.3m	0.3~0.5m	0.5~1.0m	1.0~3.0m	3.0~5.0m	5.0~10.0m	10.0~20.0m	20.0m~	計
行政区域	0.3	0.2	0.5	1.9	1.3	0.1	0.0	0.0	4.2
市街化区域又は用途地域	3.4	2.5	4.7	22.2	5.8	0.0	0.0	0.0	38.5
都市機能誘導区域	4.8	3.7	9.2	16.5	11.0	0.0	0.0	0.0	45.2
居住誘導区域	4.2	3.2	6.6	33.8	10.7	0.0	0.0	0.0	58.5

- 想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）に伴う洪水による浸水区域については、市内の主要な河川を中心に市全体に広がっています。特に沼田川周辺では、浸水深 5m 以上となるエリアが市街化区域や居住誘導区域内にも広がっており、河川・雨水排水施設の整備等のハード対策と、洪水ハザードマップの普及や水害に対する危機意識の醸成等のソフト対策を合わせて推進する必要があります。

▼洪水浸水想定区域（想定最大規模）との重ね図

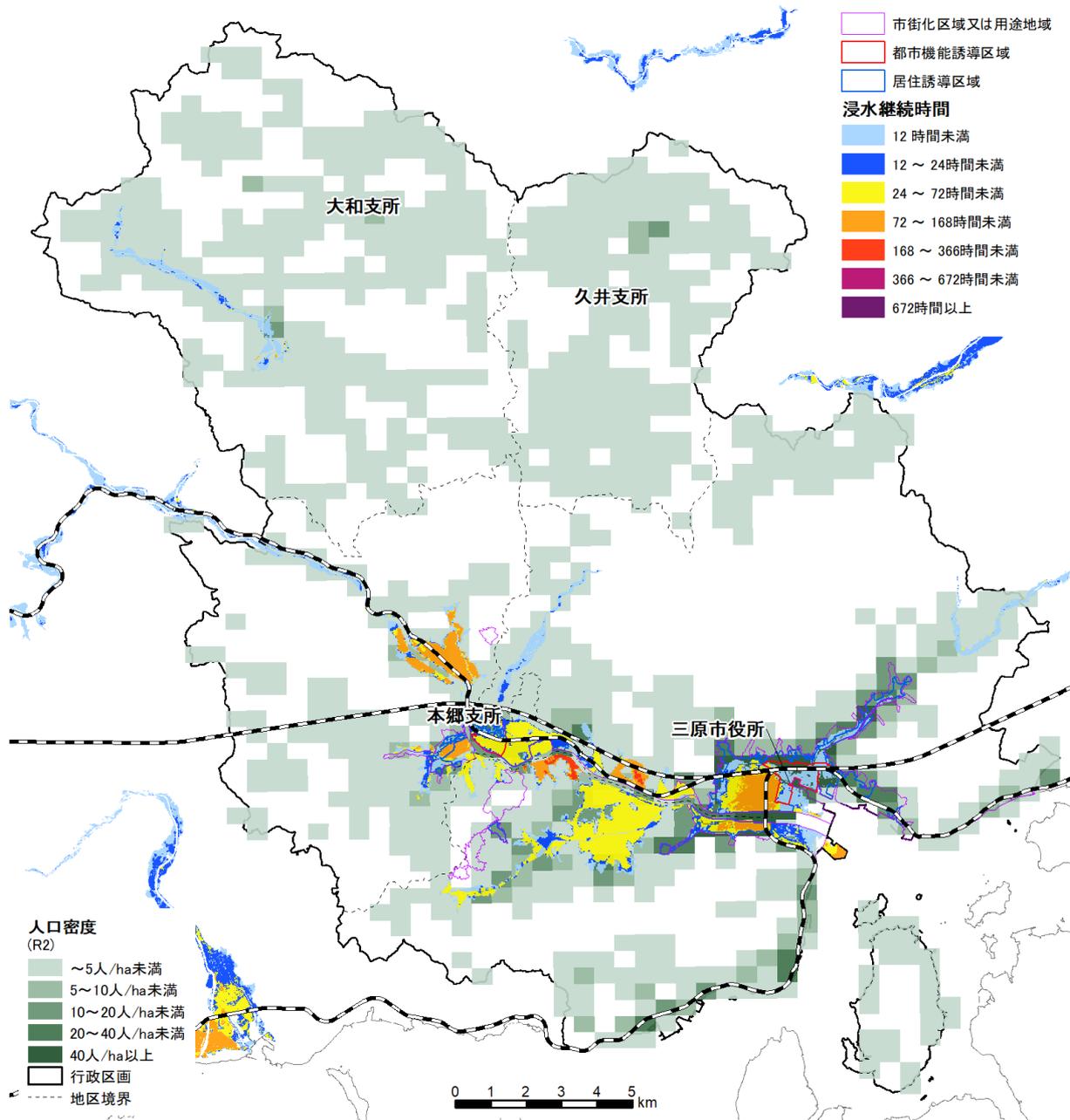


▼洪水浸水想定区域（想定最大規模）の浸水深別面積割合（%）

	0.0~0.3m	0.3~0.5m	0.5~1.0m	1.0~3.0m	3.0~5.0m	5.0~10.0m	10.0~20.0m	20.0m~	計
行政区域	0.6	0.3	0.6	2.0	1.7	2.8	0.1	0.0	8.1
市街化区域又は用途地域	4.0	2.7	6.2	15.8	17.3	11.6	0.0	0.0	57.6
都市機能誘導区域	3.2	3.5	21.5	31.0	1.0	23.3	0.0	0.0	83.4
居住誘導区域	3.0	2.2	6.5	18.9	28.3	14.0	0.0	0.0	72.9

- ・ 沼田川に隣接する部分を中心に、浸水が24時間以上継続する区域が広がっています。特に三原地域の中心部において継続時間が72時間以上となる区域の割合が大きく、河川改修による治水対策、下水道施設の整備による排水効率の向上等、市街地での浸水対策が必要です。

▼洪水浸水想定区域（想定最大規模）との重ね図

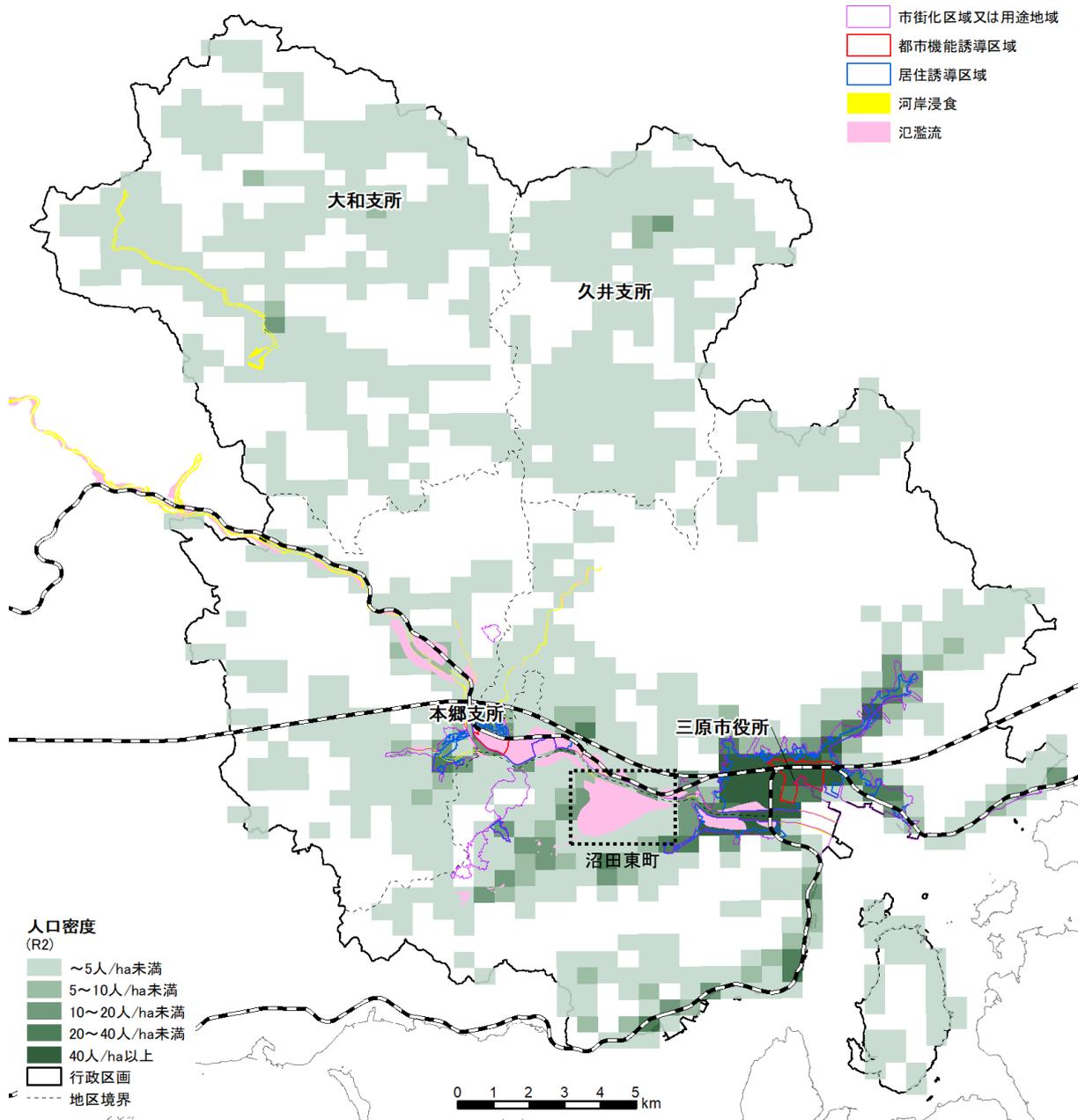


▼洪水浸水想定区域（想定最大規模）の浸水継続時間別面積割合（％）

	～12時間	12～24時間	24～72時間	72～168時間	168～336時間	336～672時間	672時間～	計
行政区域	1.7	0.5	1.8	0.9	0.1	0.0	0.0	5.0
市街化区域又は用途地域	17.3	6.8	15.2	11.2	0.0	0.0	0.0	50.4
都市機能誘導区域	46.9	7.1	22.8	0.4	0.0	0.0	0.0	77.2
居住誘導区域	20.2	6.9	22.0	18.8	0.0	0.0	0.0	67.9

- 沼田川に隣接する部分を中心に氾濫流のおそれがあり、特に沼田東町では氾濫流の想定区域が広範囲に広がっています。緊急時に、住民の方が安全かつ快適に避難ができる環境整備等、災害リスクを低減する必要があります。

▼家屋倒壊等氾濫想定区域との重ね図



▼家屋倒壊等氾濫想定区域の面積割合 (%)

	河岸浸食	氾濫流
行政区域	0.7	1.7
市街化区域又は用途地域	1.7	14.4
都市機能誘導区域	0.0	24.6
居住誘導区域	0.5	21.3

※各区域による重複部分があるため、合計値は示さない。

③雨水出水（内水）

降雨により下水道や水路等の排水能力を超えて、雨水が排除できなくなった場合に浸水する現象です。

なお、雨水出水浸水想定区域は下水道事業計画区域内において指定されているため、指定区域外においても浸水が発生する場合があります。



▼区域について

雨水出水浸水区域 (想定最大規模)

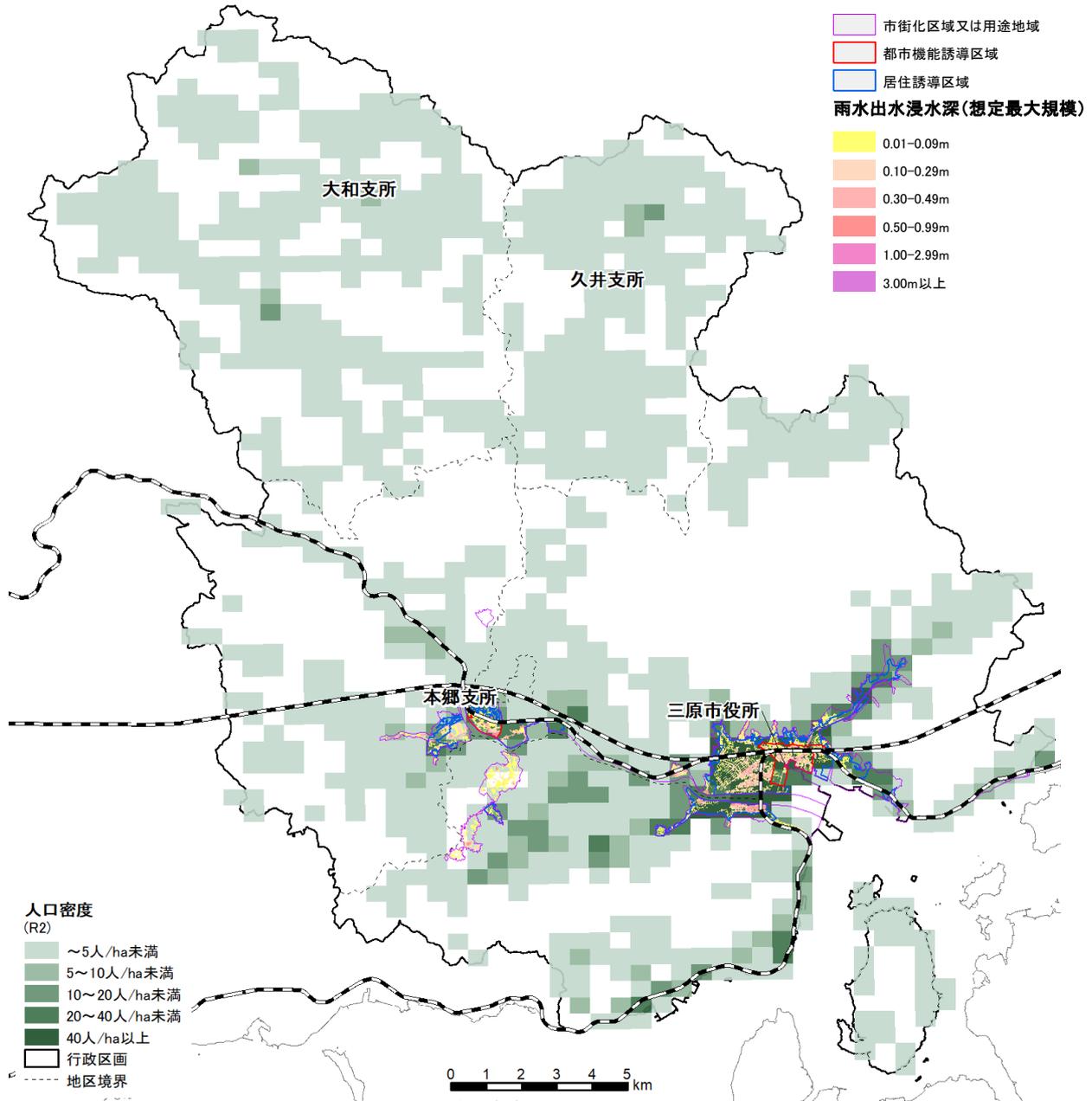
水防法により規定された雨水出水浸水想定区域であり、想定最大規模降雨（130mm/hr）が発生した場合の内水による浸水区域、浸水深を表示したもの。

資料：雨水出水浸水想定区域図（令和7（2025）年6月）

内水浸水想定区域図作成マニュアル（案） 国土交通省（令和3（2021）年7月）

- 三原地域、本郷地域の市街化区域又は用途地域の約3割、都市機能誘導区域の約6割の範囲に浸水区域が広がっています。雨水排水施設の整備等のハード対策と、内水ハザードマップの活用など、水害に対する危機意識の醸成等のソフト対策を合わせて推進する必要があります。

▼雨水出水浸水区域（想定最大規模）との重ね図



▼雨水出水浸水区域（想定最大規模）の浸水深別面積割合（%）

	0.10m未満	0.10~0.29m	0.30~0.49m	0.50~0.99m	1.00~2.99m	3.00m以上	計
市街化区域又は用途地域	14.9	8.4	3.3	1.7	0.4	0.0	28.6
都市機能誘導区域	25.0	22.4	7.7	3.0	0.5	0.0	58.5
居住誘導区域	17.4	13.0	5.2	2.5	0.5	0.0	38.8

④津波

津波は、地震に伴う海底地盤の隆起や沈降、地滑りなどにより引き起こされます。平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震と津波により甚大な被害をもたらしました。

同じ被害を二度と繰り返すことのないよう、東日本大震災を教訓とする「津波防災地域づくりに関する法律」が制定されました。津波による人的被害を防止するために、特に避難体制を整備する必要のある区域を津波災害警戒区域として指定しています。

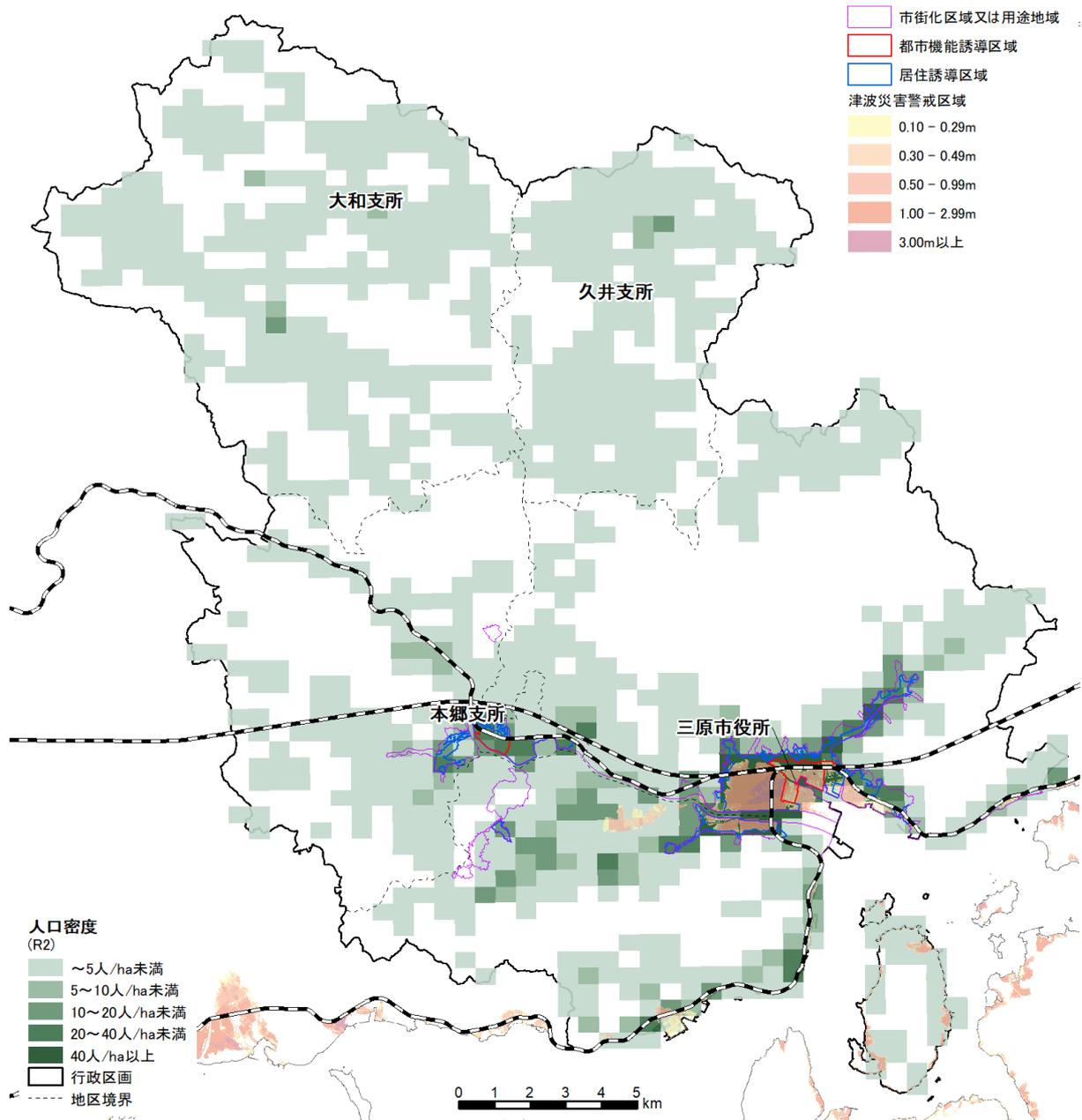
▼区域について

<p style="text-align: center;">津波災害警戒区域</p>	<p>津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を整備し、いざというときに津波から「逃げる」ことができるよう、県知事が指定する区域。</p> 
<p style="text-align: center;">津波災害特別警戒区域 (オレンジゾーン)</p>	<p>津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合に建築物が損壊又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべきとして指定された土地の区域。国土交通大臣が定める基本指針に基づき、津波浸水想定を踏まえて、県知事が指定する。</p>
<p style="text-align: center;">津波災害特別警戒区域のうち条例で定めた区域 (レッドゾーン)</p>	<p>津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)に指定された区域の内、特に危険な地域と判断された区域について、レッドゾーンとして市町が条例で指定。レッドゾーンでは、居室の床面の高さや構造等を津波に対して安全なものとするため、住宅などの建築とそのための開発行為に関して条例による規制が追加される。</p>

資料：広島県 HP (高潮・津波災害ポータルひろしま、津波災害警戒区域の指定について)

- ・ 三原地域を中心に、津波災害警戒区域が広がっています。人口が特に集中するエリアであり、津波からの円滑な避難体制の確保や避難訓練、防災教室といった、日頃からの防災意識の醸成を促進するソフト対策による被害の低減が必要です。
- ・ 津波災害特別警戒区域は三原市内には指定がありません。

▼津波災害警戒区域との重ね図



▼津波災害警戒区域の浸水深別面積割合 (%)

	0.10～0.29m	0.30～0.49m	0.50～0.99m	1.00～2.99m	3.00m以上	計
行政区域	0.3	0.2	0.4	0.5	0.1	1.5
市街化区域又は用途地域	3.5	3.1	8.4	12.3	2.4	29.7
都市機能誘導区域	7.1	11.2	30.0	6.4	0.1	54.8
居住誘導区域	3.7	3.7	9.5	23.0	4.7	44.6

⑤高潮

高潮とは、台風などの強い低気圧により波が高くなるとともに海面の水位が上昇する現象です。一度浸水が始まると、低地の場合は浸水被害が一気に広がる場合があります。

想定最大規模の高潮が発生した場合の浸水の範囲と深さ、継続時間を想定し高潮浸水想定区域を指定し、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し水災による被害の軽減を図っています。

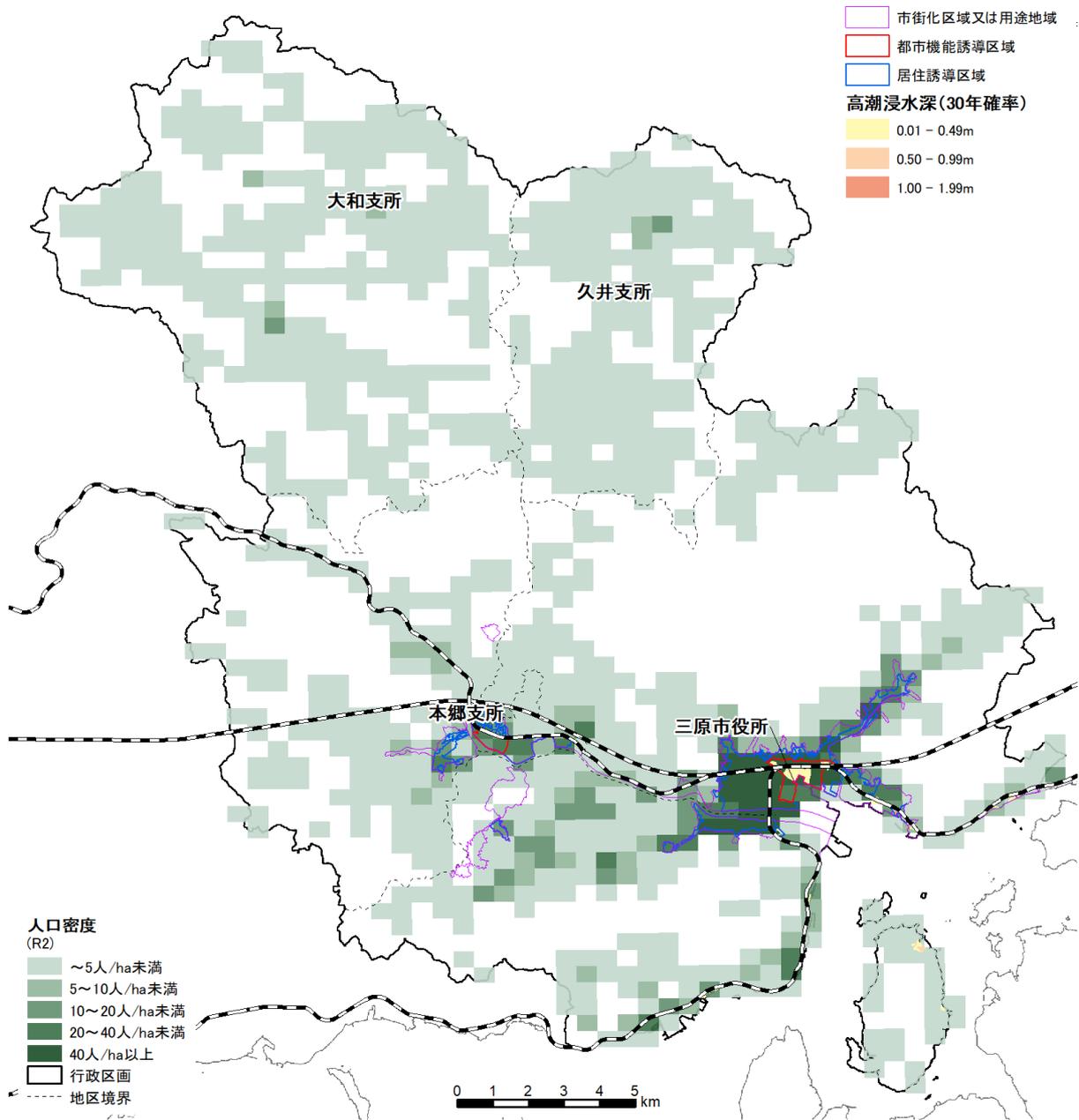
▼区域について

高潮浸水想定区域 (30年確率規模)	過去の観測実績により選定した波浪(30年間に1回起こり得る最大風速で発生した波浪規模)が既往最高潮位(観測上最も高い潮位)と重なった場合を想定。
高潮浸水想定区域 (伊勢湾台風規模)	モデル台風で高潮による浸水が発生した場合の浸水区域。伊勢湾台風と同じ規模の台風が、ルース台風の経路と概ね同じコースで襲来し、満潮と重なった場合を想定。
高潮浸水想定区域 (想定最大規模)	<p>水防法に基づき、想定し得る最大規模の高潮による浸水が発生した場合の浸水区域。我が国における既往最大規模の台風を基本とし、各海岸で高潮偏差(高潮潮位と天文潮位の差)が大きくなるよう複数の経路を設定して高潮浸水シミュレーションを実施し、この複数のシミュレーション結果から、最大となる浸水区域、浸水深を抽出することで、最悪の事態を想定。</p> <p>※ 異常潮位も含む</p>

資料：広島県 HP (高潮・津波災害ポータルひろしま)

- ・ 三原地域、及び佐木島の一部において、高潮による浸水がわずかに想定されています。浸水深はほとんどが 50cm 未満であり、必要に応じて高潮による浸水被害を防止するための施設整備を促進することが望ましいと言えます。

▼高潮浸水想定区域（30年確率規模）との重ね図

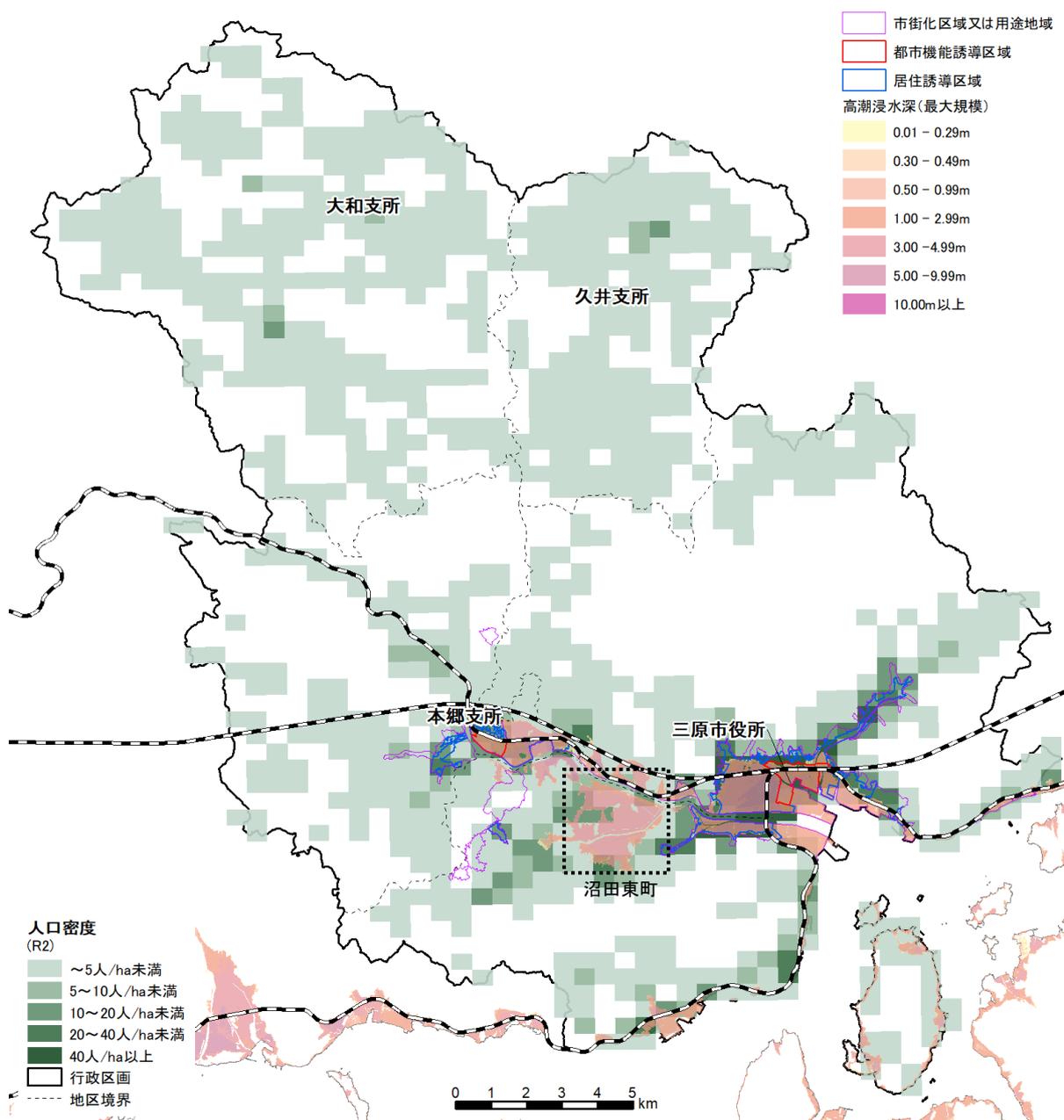


▼高潮浸水想定区域（30年確率規模）の浸水深別面積割合（%）

	0.01～0.49m	0.50～0.99m	1.00～1.99m	2.00～4.99m	5.00m以上	計
行政区域	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
市街化区域又は用途地域	3.0	0.4	0.1	0.0	0.0	3.5
都市機能誘導区域	20.5	1.2	0.0	0.0	0.0	21.7
居住誘導区域	4.0	0.6	0.2	0.0	0.0	4.7

- 三原地域や沼田東町、本郷駅周辺地区といった低いエリアを中心に高潮浸水想定区域が広がっています。市の沿岸部を中心に、海岸保全施設の整備や樋門等の整備促進など、ハード面の整備が必要です。

▼高潮浸水想定区域（想定最大規模）との重ね図



▼高潮浸水想定区域（想定最大規模）の浸水深別面積割合（%）

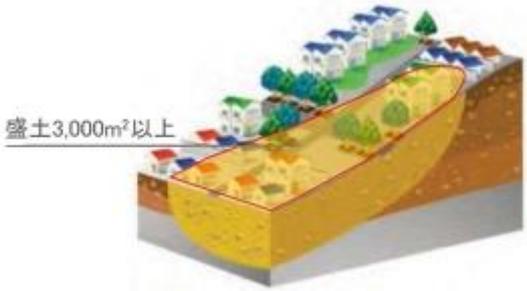
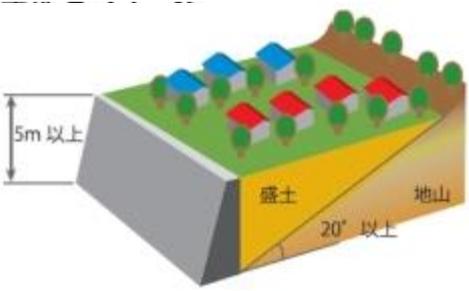
	0.01~0.29m	0.30~0.49m	0.50~0.99m	1.00~2.99m	3.00~4.99m	5.00m以上	計
行政区域	0.1	0.0	0.2	1.8	1.5	0.2	3.8
市街化区域又は用途地域	0.9	0.5	1.6	29.7	17.3	4.3	54.2
都市機能誘導区域	1.1	0.8	2.2	62.2	24.7	0.2	91.1
居住誘導区域	0.9	0.5	1.8	29.0	27.6	8.4	68.2

⑥大規模盛土造成地

大地震が発生した際に、谷部や斜面部に盛土をして造成した大規模な宅地において、盛土の滑動崩落が生じ、崩れや土砂の流出等による被害が発生します。

大規模盛土造成地の滑動崩落への対策を進めるため、造成前後の航空写真や地図等を用いて、既存住宅における大規模盛土造成地の有無等を調査し「大規模盛土造成地マップ」として公表しています。

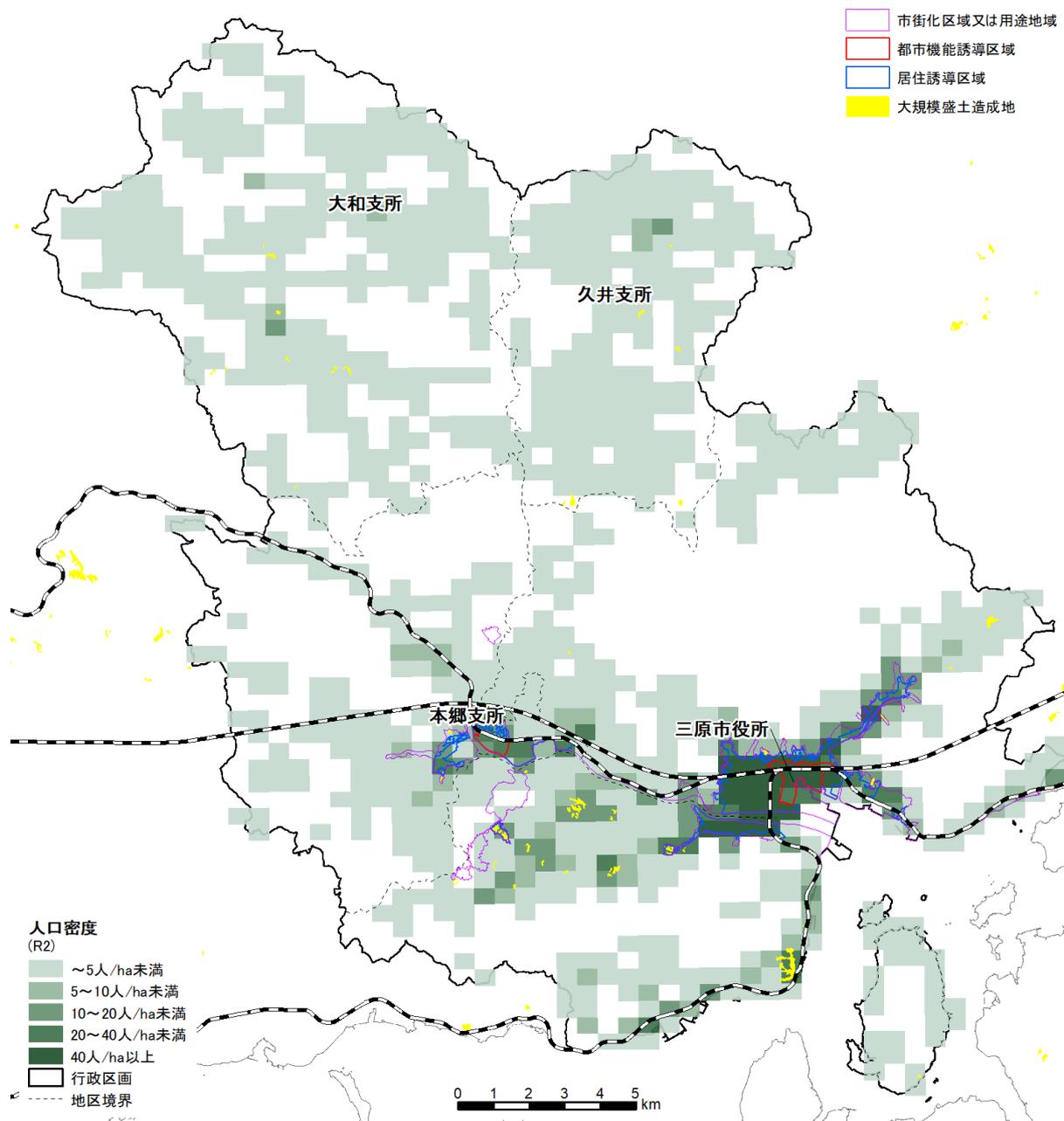
▼区域について

<p style="text-align: center;">大規模盛土造成地</p>	<p>盛土造成地には、谷埋め型盛土や腹付け型盛土がある。これらの盛土造成地のうち、以下のいずれかの要件を満たすものを大規模盛土造成地と呼ぶ。</p>
	<p>1) 谷埋め型大規模盛土造成地 盛土の面積が 3,000 平方メートル以上</p>  <p>2) 腹付け型大規模盛土造成地 盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上</p> 

資料：国土交通省 HP（大規模盛土造成地の滑動崩落対策について）

・ 大規模盛土造成地は、本市の広範囲に点在しており、市街化区域など人口が集中しているエリアに該当する部分もあります。変動予測調査を推進し、滑動崩落防止工事を進める必要があります。

▼大規模盛土造成地との重ね図



▼大規模盛土造成地の面積割合 (%)

	計
行政区画	0.2
市街化区域又は用途地域	1.2
都市機能誘導区域	0.0
居住誘導区域	1.6

2. ミクロ分析（地域別）

（1）ミクロ分析の視点

- ・災害ハザードを土砂災害に関するハザード（土砂災害警戒区域、大規模盛土造成地）、洪水・内水に関するハザード（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水区域）、津波・高潮に関するハザード（津波浸水想定区域、高潮浸水区域）の大きく3つに分け、それぞれの災害ハザードの範囲・規模と複数の都市情報を重ね合わせ、ミクロな視点での課題を抽出します。
- ・分析は、居住誘導区域のある「三原地域」「本郷地域」それぞれにおいて実施します。
- ・各種災害ハザードと重ね合わせる都市情報、及び分析の視点は下表の通りです。

表 災害リスク整理イメージ

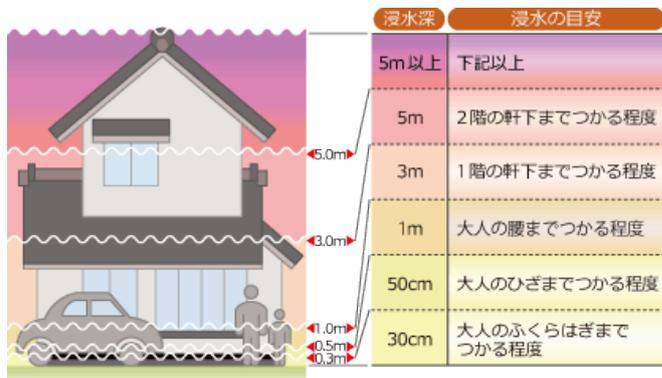
災害種別	災害ハザード項目	ミクロ分析の視点	
		都市施設	分析の視点
土砂災害に関するハザード	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・大規模盛土造成地 	住居系建物	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋倒壊の危険性があるか ・土地利用規制を行う区域があるか
		都市機能（医療・福祉）及び避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に施設の機能が継続利用できるか ・徒歩圏内^{※1}に避難所が存在するか
		主要な道路	<ul style="list-style-type: none"> ・道路が寸断される可能性があるか
洪水・内水に関するハザード	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域（想定最大規模） ・雨水出水浸水区域（想定最大規模） ・（ため池） 	住居系建物	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が浸水する可能性があるか ・広範囲で浸水する可能性があるか ・垂直避難が困難（浸水深 3.0m 以上^{※2}）か ・長期孤立する可能性があるか（継続時間 72 時間以上^{※3}） ・家屋倒壊の危険性（木造の建物）があるか
		都市機能（医療・福祉）及び避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に施設の機能が継続利用できるか ・徒歩圏内に避難所が存在するか
		主要な道路	<ul style="list-style-type: none"> ・アンダーパスが浸水する可能性があるか
津波・高潮に関するハザード	<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水想定区域 ・高潮浸水想定区域（想定最大規模） 	住居系建物	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が浸水する可能性があるか ・広範囲で浸水する可能性があるか ・垂直避難が困難（浸水深 3.0m 以上）か ・家屋倒壊の危険性（木造の建物）があるか
		都市機能（医療・福祉）及び避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に施設の機能が継続利用できるか ・徒歩圏内に避難所が存在するか
		主要な道路	<ul style="list-style-type: none"> ・アンダーパスが浸水する可能性があるか

※1「避難所までの距離」の根拠

「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」では、日常生活における高齢者の一般的な徒歩圏は 500mと示されています。よって、避難所からの直線距離 500mを徒歩圏として分析します。

※2「浸水深 3.0m 以上」の根拠

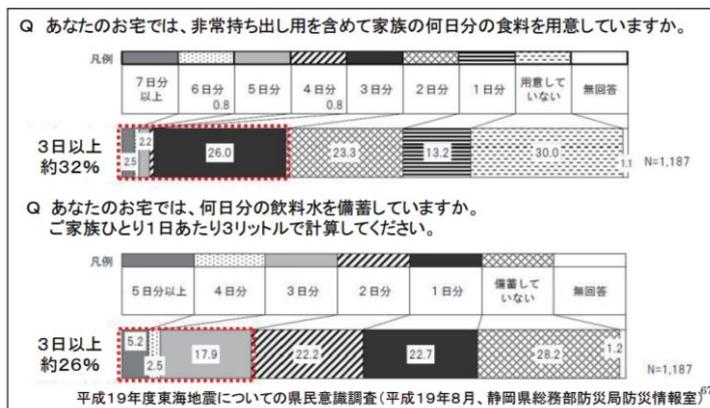
浸水深 3.0m 以上となると、2 階建て以下の建築物は垂直避難ができないと判断されます。よって本分析では、浸水深 3.0m 以上となる区域を抽出します。



資料：広島県 HP（洪水ポータルひろしま）

※3「浸水継続時間 72 時間以上」の根拠

各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3 日分以内の家庭が多いものと推察され、3 日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じるおそれがあるとされています。よって、本分析では、浸水継続時間 3 日（72 時間）以上となる区域を抽出します。



資料：立地適正化計画の手引き【基本編】国土交通省（令和 7(2025)年 4 月）

(2) 地域別にみた防災上の課題

三原地域、本郷地域それぞれにおいて、各種災害ハザード情報と誘導区域、都市施設との重ね図より分析した結果を踏まえ、地域別にみた防災上の課題を示します。土砂災害に関するハザード、洪水・内水に関するハザード、津波・高潮に関するハザードの3つに分けて表示します。

なお、図面上に示す避難所は、重ね合わせたハザードに対応する避難所とその他の避難所を区分して掲載しています。

また、図面上には、抽出した課題に対応する取組方針及び具体的な取組について表で整理しています。詳細は「8-4 取組方針」「8-5 具体的な取組及びスケジュール」を参照して下さい。

①三原地域（土砂災害）

- 居住誘導区域
- 避難所(土砂災害)
- 避難所(土砂災害)から500m
- ◆ その他避難所
- 医療・福祉施設
- 低層または木造建物
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 大規模盛土造成地



【抽出した課題に対応する取組方針及び具体的な取組】

取組方針	関連する取組事業等
災害時に備えた防災意識の向上	災害時応援協定締結の推進 災害時の様々な情報伝達手段の確保 防災意識の向上
安全な避難につなげる防災対策の推進	避難所・地域防災拠点の環境整備 災害対策物資などの備蓄 高齢者等避難の実効性の確保 自主防災組織の支援 消防施設の整備及び組織体制の強化
市街地整備による安全の確保	避難路の安全性等の確保 木造住宅耐震化促進事業
土砂災害防止事業の整備促進	砂防事業
	急傾斜地崩壊対策事業
	治山事業
	大規模盛土造成地の調査及び対策工事
	市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組（逆線引き）
	災害リスクの高い区域からの住宅移転の促進

【大規模盛土】
 ・ 盛土全体の地滑りの変動（滑動崩落）等が生じ、土砂の流出を引き起こすおそれがある。

【大規模盛土】
 ・ 盛土全体の地滑りの変動（滑動崩落）等が生じ、土砂の流出を引き起こすおそれがある。

【土砂災害】
 ・ 土砂災害により避難所が被災するおそれがある。

【大規模盛土】
 ・ 盛土全体の地滑りの変動（滑動崩落）等が生じ、土砂の流出を引き起こすおそれがある。その際、避難所が被災するおそれがある。

【土砂災害】
 ・ 土砂災害により道路が寸断され通行不可となり、緊急車両通行に影響を及ぼす。
 ・ 周辺の地域が孤立するおそれがある。
 ・ 多くの施設が被災し、都市機能が停止するおそれがある。

【土砂災害】
 ・ 居住を誘導する地域であるが、土砂災害による被災リスクが広範囲に広がっている。
 ・ 土砂災害により道路が寸断され通行不可となり、緊急車両通行に影響を及ぼす。

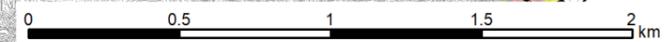


図 土砂災害に関する課題（三原地域）

②三原地域（洪水・内水）

- 居住誘導区域
- 避難所（洪水・内水）
- 避難所（洪水・内水）から500m
- ◆ その他避難所
- 医療・福祉施設
- 低層または木造建物
- 洪水浸水想定区域（想定最大・浸水深3m以上）
- 洪水浸水想定区域（想定最大・継続時間72h以上）
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）
- 雨水出水浸水区域（想定最大・0.01m以上）
- ため池



【ため池氾濫】
 ・ため池が満水状態の時に大雨等で堤防が決壊した場合、居住誘導区域内にて氾濫するおそれがある。

【内水】
 ・低層住宅が密集し、浸水時に垂直避難が困難な地域がある。
 ・居住誘導区域において、徒歩圏内に避難所がない。

【抽出した課題に対応する取組方針及び具体的な取組】

取組方針	関連する取組事業等
災害時に備えた防災意識の向上	災害時応援協定締結の推進
	災害時の様々な情報伝達手段の確保
	防災意識の向上
安全な避難につなげる防災対策の推進	避難所・地域防災拠点の環境整備
	災害対策物資などの備蓄
	高齢者等避難の実効性の確保
	自主防災組織の支援
	消防施設の整備及び組織体制の強化
治水対策事業の促進と適切な河川管理	流域治水の促進
	治水対策事業（浸水対策）
	治水対策事業（河川整備）
	河川維持修繕事業
	防災重点ため池等の改修、廃止
市街地整備による安全の確保	下水道施設（雨水）の整備促進
	避難路の安全性等の確保
	木造住宅耐震化促進事業

【洪水・内水】
 ・居住を誘導する地域であるが、洪水・内水による浸水リスクが高い。
 ・低層住宅が密集し、浸水時に垂直避難が困難な地域がある。
 ・浸水継続時間が長く、避難ができず孤立するおそれがある。
 ・広範囲において、徒歩圏内に避難所がない。
 ・多くの施設が被災し、都市機能が停止するおそれがある。

【洪水・内水】
 ・河川沿いでは洪水（氾濫流・河岸浸食）による家屋倒壊等のおそれがある。
 ・低層住宅が密集し、浸水時に垂直避難が困難な地域がある。
 ・広範囲において、徒歩圏内に避難所がない。
 ・多くの施設が被災し、都市機能が停止するおそれがある。
 ・アンダーパスが冠水し道路の一部が不通となるおそれがある。

【内水】
 ・内水により多くの施設が被災し、都市機能が停止するおそれがある。

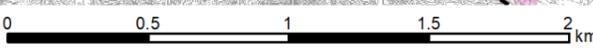


図 洪水・内水に関する課題（三原地域）

③三原地域（津波・高潮）

- 居住誘導区域
- 避難所（津波）
- 避難所（津波）から500m
- 避難所（高潮）
- 避難所（高潮）から500m
- ◆ その他避難所
- 医療・福祉施設
- 低層または木造建物
- 津波浸水想定区域（浸水深3m以上）
- 高潮浸水想定区域（浸水深3m以上）



【抽出した課題に対応する取組方針及び具体的な取組】

取組方針	関連する取組事業等
災害時に備えた防災意識の向上	災害時応援協定締結の推進 災害時の様々な情報伝達手段の確保 防災意識の向上
安全な避難につながる防災対策の推進	避難所・地域防災拠点の環境整備 災害対策物資などの備蓄 高齢者等避難の実効性の確保 自主防災組織の支援 消防施設の整備及び組織体制の強化
治水対策事業の促進と適切な河川管理	流域治水の促進 治水対策事業（浸水対策） 治水対策事業（河川整備） 治水対策（高潮対策） 河川維持修繕事業
市街地整備による安全の確保	下水道施設（雨水）の整備促進 避難路の安全性等の確保 木造住宅耐震化促進事業

【津波・高潮】

- ・ 居住を誘導する地域であるが、津波・高潮による浸水リスクが高い。
- ・ 低層住宅が密集し、浸水時に垂直避難が困難な地域がある。
- ・ 一部居住誘導区域において、徒歩圏内に津波に対応した避難所がない。
- ・ 多くの施設及び避難所が被災し、都市機能が停止するおそれがある。

【高潮】

- ・ 居住を誘導する地域であるが、高潮による浸水リスクが高い。
- ・ 低層住宅が密集し、浸水時に垂直避難が困難な地域がある。
- ・ 一部居住誘導区域において、徒歩圏内に高潮に対応した避難所がない。
- ・ 多くの施設及び避難所が被災し、都市機能が停止するおそれがある。

【高潮】

- ・ 高潮により多くの施設が被災し、都市機能が停止するおそれがある。

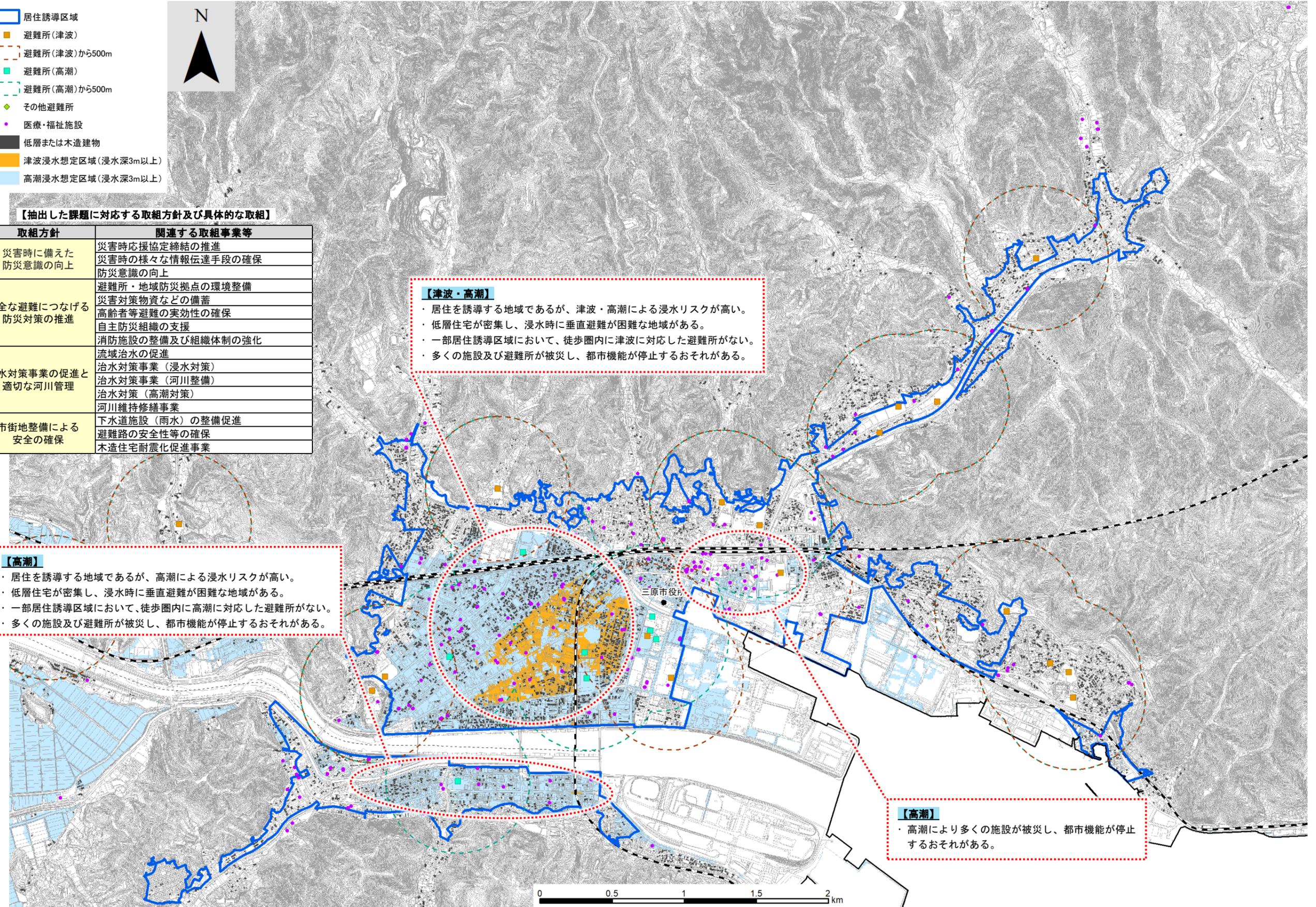
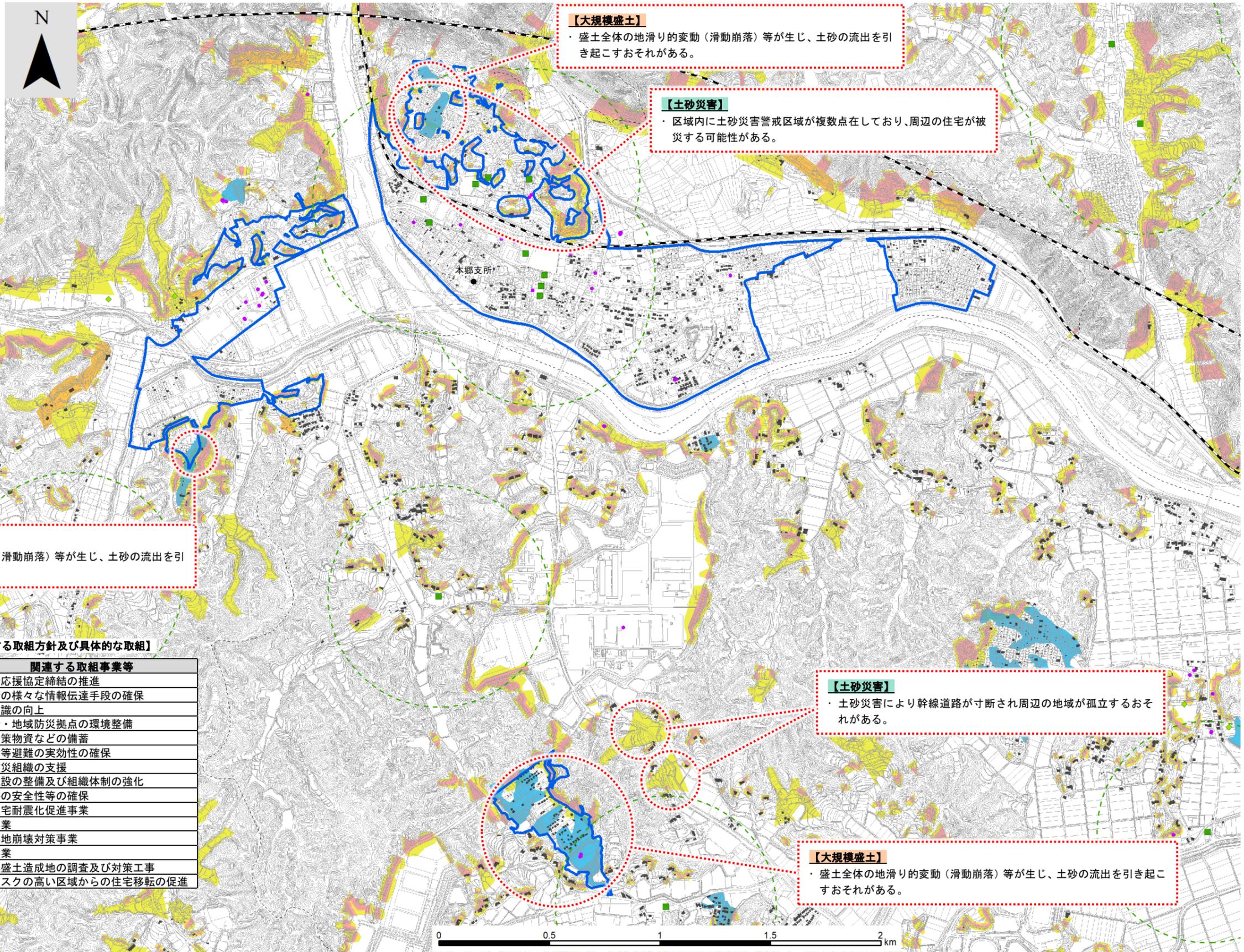


図 津波・高潮に関する課題（三原地域）

④本郷地域（土砂災害）

- 居住誘導区域
- 避難所（土砂災害）
- 避難所（土砂災害）から500m
- ◆ その他避難所
- 医療・福祉施設
- 低層または木造建物
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 大規模盛土造成地



【大規模盛土】
 ・盛土全体の地滑りの変動（滑動崩落）等が生じ、土砂の流出を引き起こすおそれがある。

【土砂災害】
 ・区域内に土砂災害警戒区域が複数点在しており、周辺の住宅が被災する可能性がある。

【大規模盛土】
 ・盛土全体の地滑りの変動（滑動崩落）等が生じ、土砂の流出を引き起こすおそれがある。

【土砂災害】
 ・土砂災害により幹線道路が寸断され周辺の地域が孤立するおそれがある。

【大規模盛土】
 ・盛土全体の地滑りの変動（滑動崩落）等が生じ、土砂の流出を引き起こすおそれがある。

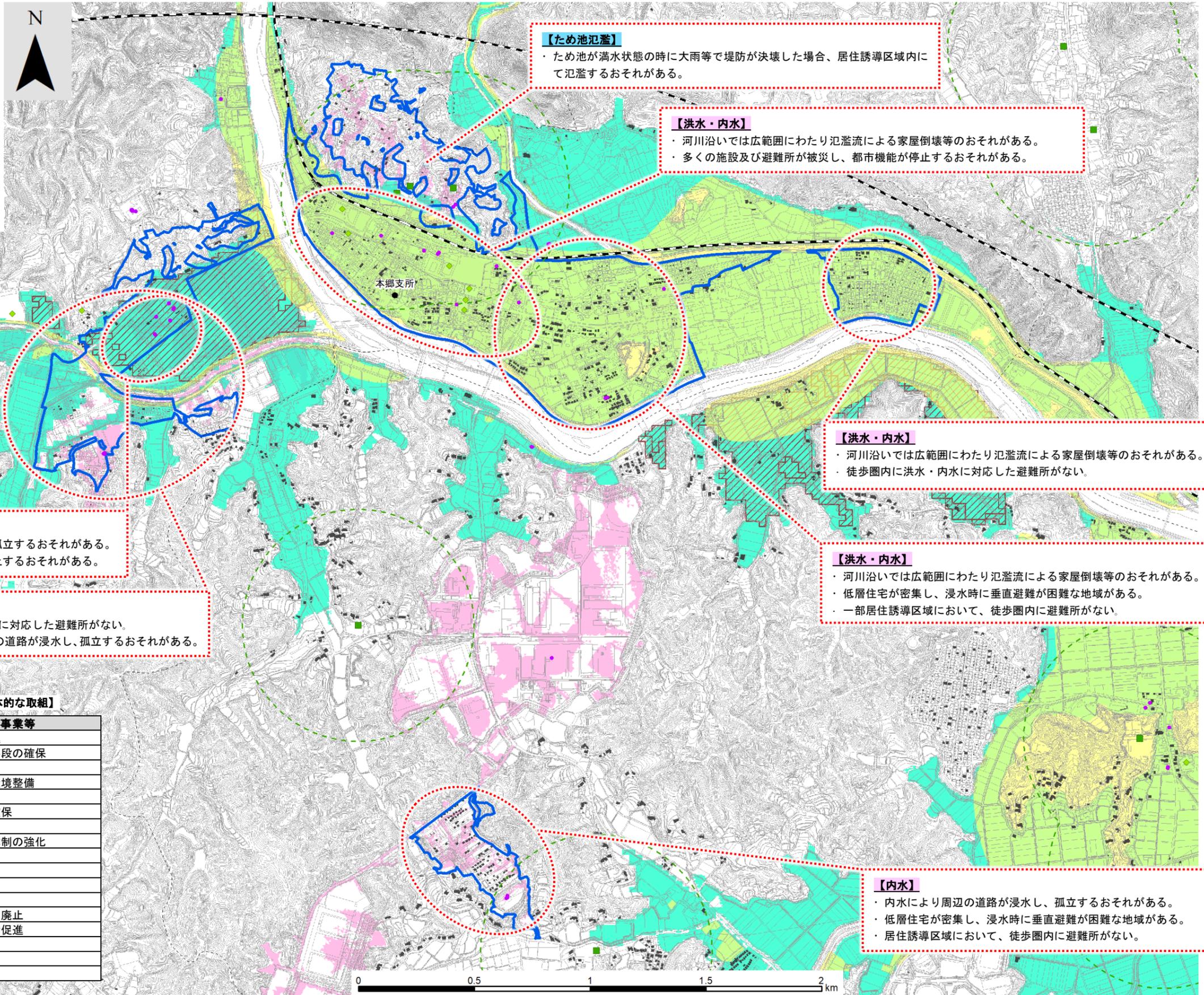
【抽出した課題に対応する取組方針及び具体的な取組】

取組方針	関連する取組事業等
災害時に備えた防災意識の向上	災害時応援協定締結の推進 災害時の様々な情報伝達手段の確保 防災意識の向上
安全な避難につなげる防災対策の推進	避難所・地域防災拠点の環境整備 災害対策物資などの備蓄 高齢者等避難の実効性の確保 自主防災組織の支援 消防施設の整備及び組織体制の強化
市街地整備による安全の確保	避難路の安全性等の確保 木造住宅耐震化促進事業
土砂災害防止事業の整備促進	砂防事業 急傾斜地崩壊対策事業 治山事業 大規模盛土造成地の調査及び対策工事 災害リスクの高い区域からの住宅移転の促進

図 土砂災害に関する課題（本郷地域）

⑤本郷地域（洪水・内水）

- 居住誘導区域
- 避難所(洪水・内水)
- 避難所(洪水・内水)から500m
- ◆ その他避難所
- 医療・福祉施設
- 低層または木造建物
- 洪水浸水想定区域(想定最大・浸水深3m以上)
- 洪水浸水想定区域(想定最大・継続時間72h以上)
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸浸食)
- 雨水出水浸水区域(想定最大・0.01m以上)
- ため池



【ため池氾濫】
 ・ため池が満水状態の時に大雨等で堤防が決壊した場合、居住誘導区域内にて氾濫するおそれがある。

【洪水・内水】
 ・河川沿いでは広範囲にわたり氾濫による家屋倒壊等のおそれがある。
 ・多くの施設及び避難所が被災し、都市機能が停止するおそれがある。

【洪水・内水】
 ・河川沿いでは広範囲にわたり氾濫による家屋倒壊等のおそれがある。
 ・徒歩圏内に洪水・内水に対応した避難所がない。

【洪水・内水】
 ・河川沿いでは広範囲にわたり氾濫による家屋倒壊等のおそれがある。
 ・低層住宅が密集し、浸水時に垂直避難が困難な地域がある。
 ・一部居住誘導区域において、徒歩圏内に避難所がない。

【洪水・内水】
 ・浸水継続時間が長く、避難ができず孤立するおそれがある。
 ・多くの施設が被災し、都市機能が停止するおそれがある。

【洪水・内水】
 ・徒歩圏内に洪水・内水に対応した避難所がない。
 ・洪水・内水により周辺の道路が浸水し、孤立するおそれがある。

【内水】
 ・内水により周辺の道路が浸水し、孤立するおそれがある。
 ・低層住宅が密集し、浸水時に垂直避難が困難な地域がある。
 ・居住誘導区域において、徒歩圏内に避難所がない。

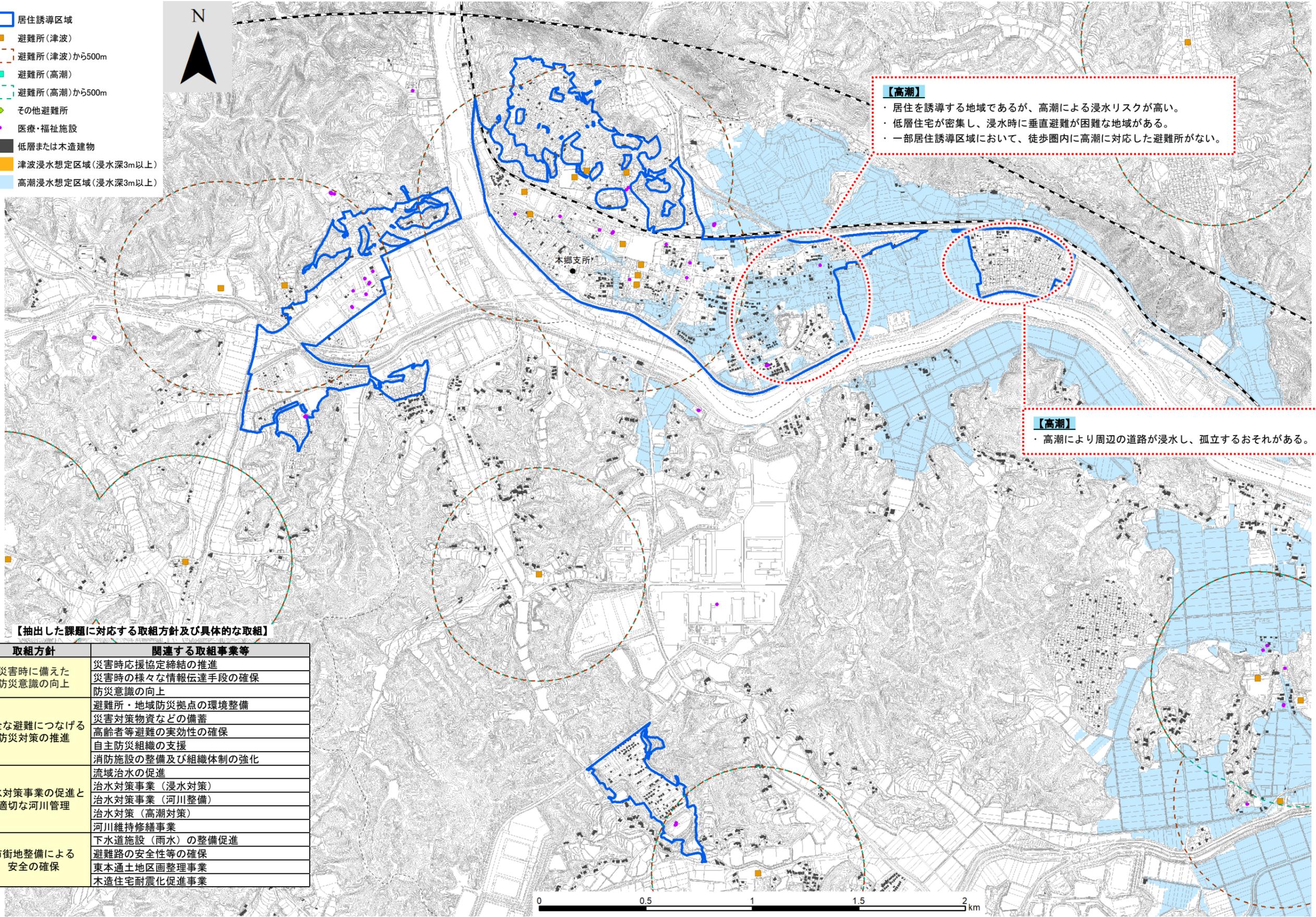
【抽出した課題に対応する取組方針及び具体的な取組】

取組方針	関連する取組事業等
災害時に備えた防災意識の向上	災害時応援協定締結の推進
	災害時の様々な情報伝達手段の確保
	防災意識の向上
安全な避難につながる防災対策の推進	避難所・地域防災拠点の環境整備
	災害対策物資などの備蓄
	高齢者等避難の実効性の確保
	自主防災組織の支援
	消防施設の整備及び組織体制の強化
治水対策事業の促進と適切な河川管理	流域治水の促進
	治水対策事業（浸水対策）
	治水対策事業（河川整備）
	河川維持修繕事業
	防災重点ため池等の改修、廃止
市街地整備による安全の確保	下水道施設（雨水）の整備促進
	避難路の安全性等の確保
	東本通土地区画整理事業
	木造住宅耐震化促進事業

図 洪水・内水に関する課題（本郷地域）

⑥本郷地域（津波・高潮）

- 居住誘導区域
- 避難所(津波)
- 避難所(津波)から500m
- 避難所(高潮)
- 避難所(高潮)から500m
- ◆ その他避難所
- 医療・福祉施設
- 低層または木造建物
- 津波浸水想定区域(浸水深3m以上)
- 高潮浸水想定区域(浸水深3m以上)



【高潮】

- ・居住を誘導する地域であるが、高潮による浸水リスクが高い。
- ・低層住宅が密集し、浸水時に垂直避難が困難な地域がある。
- ・一部居住誘導区域において、徒歩圏内に高潮に対応した避難所がない。

【高潮】

- ・高潮により周辺の道路が浸水し、孤立するおそれがある。

【抽出した課題に対応する取組方針及び具体的な取組】

取組方針	関連する取組事業等
災害時に備えた防災意識の向上	災害時応援協定締結の推進 災害時の様々な情報伝達手段の確保 防災意識の向上
安全な避難につながる防災対策の推進	避難所・地域防災拠点の環境整備 災害対策物資などの備蓄 高齢者等避難の実効性の確保 自主防災組織の支援 消防施設の整備及び組織体制の強化
治水対策事業の促進と適切な河川管理	流域治水の促進 治水対策事業（浸水対策） 治水対策事業（河川整備） 治水対策（高潮対策） 河川維持修繕事業
市街地整備による安全の確保	下水道施設（雨水）の整備促進 避難路の安全性等の確保 東本通土地区画整理事業 木造住宅耐震化促進事業

図 津波・高潮に関する課題（本郷地域）

取組方針

市全域及び地域ごとの防災上の課題を踏まえ、災害ハザードエリア及びその周辺における防災まちづくりの考え方を整理し、リスク回避・低減のための取組方針を次のとおり定めます。

● 災害時に備えた防災意識の向上

近年、大雨や地震などの災害が頻発している中で、自分の命を守るための備えや行動、いわゆる「自助」の意識がますます重要視されています。

三原地域、本郷地域の既成市街地は大規模な河川に隣接し、低層住宅が密集していること等から、災害時には甚大な被害が発生すると想定されています。ハード・ソフト両面の対策を講じるだけでなく、住民一人ひとりの自助意識を高め、地域全体の安全と安心を守る基盤を築く必要があります。

災害時に迅速かつ適切に対応できる体制を構築することで、地域全体の防災意識を高め、被害を最小限に抑えることを目指します。

● 安全な避難につなげる防災対策の推進

三原地域、本郷地域の居住誘導区域内には、徒歩圏内に避難所がないエリアが一部存在します。避難所の設備や物資の充実など環境を整備することで、居住者の安心・安全を確保します。

また、大規模な災害が発生した際には、警察や消防などの公的機関による「公助」が十分に行き渡らない可能性があります。そのため、地域の住民同士や周囲の人々が互いに助け合う「共助」が大切になります。共助を推進する環境を整備することで、災害時における迅速な対応や支援が可能となり、被害を最小限に抑えることができます。

災害時における混乱を抑制し、スムーズな避難と支援活動の実現を目指します。

● 治水対策事業の促進と適切な河川管理

三原地域や本郷地域は、水害によって既成市街地が広範囲に渡り浸水するおそれがあります。浸水による被害を少しでも低減・回避するためには、効果的な治水対策が求められます。具体的には、河川の堤防強化や排水設備の整備などが挙げられます。

治水対策事業を推進し浸水被害を軽減することで、居住者の安全を確保するとともに、平常時からの維持管理により地域全体の防災力を高め、災害に強いまちづくりを目指します。

● 市街地整備による安全の確保

三原地域、本郷地域の居住誘導区域内には、低層住宅の密集地や災害により寸断されるおそれのある主要道路などが存在しています。地域住民が普段から利用する道路・上下水道施設等のインフラ設備の整備・更新・長寿命化により、日常生活の利便性・快適さの向上を図るとともに、災害に強く安心して暮らせる住環境整備を目指します。

● 土砂災害防止事業の整備促進

三原地域や本郷地域の居住誘導区域内やその周辺には、土砂災害のリスクを有する場所が多く存在し、住民の安全を確保するためには早急な対応が必要です。居住誘導区域および地域生活拠点内の密集市街地や避難所・都市施設への被害が大きい場所など、対策を講じる優先度を明確にした上で、ハード整備を促進し、土砂災害による被害を最小限に抑えることを目指します。

具体的な取組及びスケジュール

取組方針を踏まえ、上位・関連計画等との整合・連携を図りながら、ハード・ソフト両面から推進する具体的な取組事業、及び各取組の実施主体、実施時期（短期・中期・長期）の目標を下表に示します。

表 取組施策一覧

取組方針	分類	取組事業等	説明	実施主体	実施時期（目標）		
					短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
災害時に備えた 防災意識の向上	低減（ソフト）	災害時応援協定締結の推進	各機関、民間事業者との間で、災害時の物資の提供等、相互応援協定の締結を推進する	市	→	→	→
	回避（ソフト）	災害時の様々な情報伝達手段の確保	市 HP、出前講座などの方法により、災害時の様々な情報伝達手段について周知を図り、情報伝達手段の確保を促す	市	→	→	
	回避（ソフト）	防災意識の向上	災害危険性に関する情報をハザードマップ、市 HP、出前講座などの方法により、周知し、災害対応力、防災力を向上させる	市・市民	→	→	→
安全な避難に つなげる防災 対策の推進	低減（ハード）	避難所・地域防災拠点の環境整備	避難者が安全かつ快適に避難ができる環境整備に努める	市	→	→	→
	低減（ハード）	災害対策物資などの備蓄	災害時に円滑な応急対策を行うために必要な物資の備蓄に努める	県・市・市民	→	→	→
	低減（ソフト）	高齢者等避難の実効性の確保	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び活用の促進	市	→	→	→
	回避（ソフト）	自主防災組織の支援	地域での自主的な防災活動を推進するため、自主防災組織の設立や防災活動等の支援・指導に努める	市	→	→	→
	低減 （ソフト・ハード）	消防施設の整備及び組織体制の強化	消防施設を適切に管理し災害拠点施設としての重要性を維持するとともに、消防署と消防団の連携や訓練を充実させ地域の安全を確保し、災害時の迅速な対応を強化する	市	→	→	→
治水対策事業の 促進と適切な 河川管理	低減 （ソフト・ハード）	流域治水の促進	集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じた対策を進める	国・県・市 事業者・市民	→	→	→
	低減（ハード）	治水対策事業（浸水対策）	雨水排水施設の整備、更新、耐水化などを計画的に実施する	県・市	→	→	→
	低減（ハード）	治水対策事業（河川整備）	豪雨等により浸水被害が生じた箇所や老朽化した護岸などを計画的に整備する	県・市	→	→	→
	低減（ハード）	治水対策（高潮対策）	広島県と連携し、高潮による浸水被害を防止するための施設整備を促進する	県・市	→	→	→
	低減（ハード）	河川維持修繕事業	河川の適切な維持管理を行うため、老朽化した河川施設の維持修繕工事や堆積土砂の撤去を行う	県・市	→	→	→
	低減（ハード）	防災重点ため池等の改修、廃止	防災重点ため池等について、計画的に改修、廃止を行う	県・市	→	→	→
市街地整備による 安全の確保	低減（ハード）	下水道施設（雨水）の整備促進	雨水排水施設の整備、更新、耐水化などを計画的に実施する	市	→	→	→
	低減（ハード）	避難路の安全性等の確保	長寿命化修繕計画に基づく計画的な修繕（橋梁・トンネル・カルバート）や広島県と連携した計画的な市道整備を行う	県・市	→	→	→
	低減（ハード）	東本通土地区画整理事業	土地区画整理事業により、災害に強い市街地の形成を図る	市	→	→	
	低減（ソフト）	木造住宅耐震化促進事業	木造住宅の耐震診断、耐震改修、建替え、除却時にかかる費用の一部を補助	県・市	→	→	→
土砂災害防止 事業の整備促進	低減（ハード）	砂防事業	土砂災害の危険がある区域（土砂災害警戒区域）について、土石流や急傾斜地の崩壊対策等の砂防事業等を促進する	県	→	→	→
	低減（ハード）	急傾斜地崩壊対策事業		県・市	→	→	→
	低減（ハード）	治山事業	広島県と連携し、森林を保全する施設等の整備に取り組む	県	→	→	→
	低減（ソフト）	大規模盛土造成地の調査及び対策工事	変動予測調査、土地所有者等が滑落防止工事など実施することを検討する	市	→	→	→
	回避（ソフト）	市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組（逆線引き）	土地利用規制を強化し、災害リスクの高い区域での居住を抑制する	県・市	→	→	→
	回避（ソフト）	災害リスクの高い区域からの住宅移転の促進	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 26 条に基づく「移転等の勧告」を必要に応じて活用する	県・市・市民	→	→	→

【分類の定義】 低減：ハード、ソフト対策により、災害リスクや被害を軽減させるための取組
回避：災害リスクや被害の発生を防ぐための取組

目標値

取組の進捗を把握するため、上位・関連計画等を踏まえ目標値を次のとおり設定します。

- **避難情報の取得手段保有率**

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
避難情報の取得手段の保有率	93% (令和 5(2023)年度)	100%

- **自主防災組織の組織率**

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
自主防災組織の組織率	75% (令和 6(2024)年 3月)	80%

- **高潮対策事業（内港地区）の整備率**

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
高潮対策事業（内港地区）の整備率	0.0% (令和 6(2024)年 3月)	100%

- **市管理河川の整備完了箇所数**

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
市管理河川の整備完了箇所数（令和 4(2022)年度以降の累計）	25 箇所 (令和 6(2024)年 8月)	50 箇所

- **急傾斜地崩壊対策（市施行）の整備完了地区数**

指標の名称	現状値 (時点)	目標値 (10年後)
急傾斜地崩壊対策（市施行）の整備完了地区数（令和 5(2023)年度以降の累計）	0 地区 (令和 6(2024)年 3月)	6 地区

目標値出典：三原市長期総合計画（令和 7(2025)年 3月）